

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-308283
(P2004-308283A)

(43) 公開日 平成16年11月4日(2004.11.4)

(51) Int. Cl.⁷
E04H 1/02

F I
E O 4 H 1/02

テーマコード (参考)
2 E O 2 5

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2003-104416 (P2003-104416) (22) 出願日 平成15年4月8日 (2003.4.8)</p>	<p>(71) 出願人 000114086 ミサワホーム株式会社 東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 (74) 代理人 100090033 弁理士 荒船 博司 (72) 発明者 里村 正 東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 ミ サワホーム株式会社内 Fターム(参考) 2E025 AA01 AA14 AA15 AA22 AA26</p>
---	--

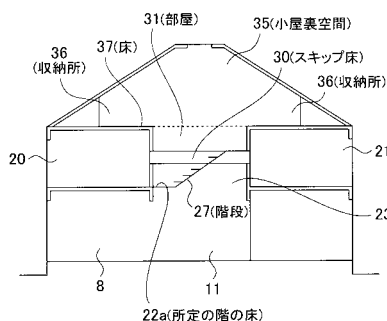
(54) 【発明の名称】 建物

(57) 【要約】

【課題】 所定の階の床より所定高さだけ高いスキップ床が設けられ場合でも、このスキップ床上を部屋として利用できる建物を提供する。

【解決手段】 建物本体 1 に、その所定の階の床 2 2 a より所定高さだけ高いスキップ床 3 0 が設けられ、床 2 2 a からスキップ床 3 0 に至る階段 2 7 が設けられ、スキップ床 3 0 の上方空間が小屋裏空間 3 5 と連通しているので、スキップ床 3 0 上を部屋 3 1 として有効利用できる。また、小屋裏空間 3 5 に収納所 3 6 が設けられており、この収納所 3 6 とスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 が連通している。

【選択図】 図9



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

建物本体に、その所定の階の床より所定高さだけ高いスキップ床が設けられた建物において、前記所定の階の床から前記スキップ床に至る階段が設けられ、前記スキップ床の上方空間が小屋裏空間と連通していることを特徴とする建物。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の建物において、前記スキップ床の上方空間以外の小屋裏空間に収納所が設けられており、この収納所と前記スキップ床上の部屋が連通していることを特徴とする建物。

10

【請求項 3】

請求項 2 に記載の建物において、前記収納所は、前記スキップ床上の部屋の周囲に配置されていることを特徴とする建物。

【請求項 4】

請求項 2 または 3 に記載の建物において、前記スキップ床と前記収納所の床との高低の差が 900 mm ~ 1000 mm であることを特徴とする建物。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の建物において、前記所定の階より下方の階の部屋の少なくとも一部の上方空間が、前記スキップ床の直下まで吹き抜けていることを特徴とする建物。

20

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、建物本体にその所定の階の床より所定高さだけ高いスキップ床が設けられた建物に関する。

【0002】**【背景の技術】**

スキップフロアを備えた住宅の一例として、特許文献 1 に記載されたものが知られている。このスキップフロアを備えた住宅では、リビングルームの床高が隣接する部屋の床高よりも低く設定され、隣接する部屋のうち少なくとも一つと階段で間仕切りなく接続されている。

30

【0003】**【特許文献 1】**

特開 2002 - 317564 号公報

【0004】**【発明が解決しようとする課題】**

ところで、上記の特許文献 1 に記載の住宅では、リビングルームと、それに隣接する部屋の天井は同じ高さ位置にある。リビングルームはもともと他の部屋に比して天井高が高いので、このリビングルームに隣接する部屋の床が、リビングルームの床に対して約 1 メートル程度嵩上げされていても、隣接する部屋の天井が床に対して低くなりすぎることはない。しかし、リビングルーム以外の通常の部屋（例えば寝室、子供部屋等）が設けられた例えば 2 階の床に対して、約 1 メートル程度高い、スキップ床を設けた場合、このスキップ床と天井との間が 1 メートル程度となってしまう、スキップ床上を部屋として利用できない。

40

【0005】

本発明は上記事情に鑑みてなされたもので、所定の階の床より所定高さだけ高いスキップ床が設けられ場合でも、このスキップ床上を部屋として利用できる建物を提供することを課題としている。

【0006】**【課題を解決するための手段】**

50

上記課題を解決するために、請求項 1 に記載の発明は、例えば図 1 ~ 図 9 に示すように、建物本体 1 に、その所定の階（例えば 2 階）の床 2 2 a より所定高さだけ高いスキップ床 3 0 が設けられた建物において、前記所定の階の床 2 2 a から前記スキップ床 3 0 に至る階段 2 7 が設けられ、前記スキップ床 3 0 の上方空間が小屋裏空間 3 5 と連通していることを特徴とする。

【 0 0 0 7 】

ここで、スキップ床 3 0 の上方空間を小屋裏空間 3 5 と連通する場合、小屋裏空間 3 5 全体を連通してもよいし、小屋裏空間 3 5 の一部を連通してもよい。

また、スキップ床 3 0 全体の上方を小屋裏空間 3 5 に連通してもよいし、スキップ床 3 5 の一部を小屋裏空間 3 5 に連通してもよい。スキップ床 3 5 の一部を小屋裏空間 3 5 と連通した場合、スキップ床 3 5 の一部以外の他部と天井との間に空間ができるので、この空間を収納として利用することもできる。

10

【 0 0 0 8 】

請求項 1 に記載の発明によれば、スキップ床 3 0 の上方空間が小屋裏空間 3 5 と連通しているため、例えば 2 階の床 2 2 a に対して、約 1 メートル程度高い、スキップ床 3 0 を設けた場合でも、スキップ床 3 0 上を部屋 3 1 として有効利用できる。

【 0 0 0 9 】

請求項 2 に記載の発明は、請求項 1 に記載の建物において、前記スキップ床 3 0 の上方空間以外の小屋裏空間 3 5 に収納所 3 6 が設けられており、この収納所 3 6 と前記スキップ床 3 0 上の部屋 3 1 が連通していることを特徴とする。

20

【 0 0 1 0 】

前記収納所 3 6 は、天井板や天井となる部分に天井床を設けることによって、天井板の上方または天井床の上方に設ける。

【 0 0 1 1 】

請求項 2 に記載の発明によれば、小屋裏空間 3 5 に設けられた収納所 3 6 とスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 が連通しているため、このスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 から収納所 3 6 に物品を容易に出し入れできる。

【 0 0 1 2 】

請求項 3 に記載の発明は、請求項 2 に記載の建物において、前記収納所 3 6 は、前記スキップ床 3 0 上の部屋 3 1 の周囲に配置されていることを特徴とする。

30

【 0 0 1 3 】

収納所 3 6 をスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 の周囲に配置する場合、該部屋 3 1 の周囲全体に配置してもよいし、該部屋 3 1 の周囲の一部に配置してもよい。

【 0 0 1 4 】

請求項 3 に記載の発明によれば、収納所 3 6 がスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 の周囲に配置されているため、広い収納所 3 6 を容易に設けることができるとともに、この収納所 3 6 への物品の出し入れも容易である。

【 0 0 1 5 】

請求項 4 に記載の発明は、請求項 2 または 3 に記載の建物において、前記スキップ床 3 0 と前記収納所 3 6 の床 3 7 との高低の差が 9 0 0 m m ~ 1 0 0 0 m m であることを特徴とする。

40

【 0 0 1 6 】

ここで、スキップ床 3 0 と収納所 3 6 の床 3 7 との高低の差を 9 0 0 m m ~ 1 0 0 0 m m に設定したのは、9 0 0 m m 未満では、スキップ床 3 0 に対して収納所 3 6 の床 3 7 があまり高くなるので、収納所 3 6 というよりむしろスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 に続く、屋根裏部屋の感が強くなり、また、スキップ床 3 0 の上方空間が低くなるからである。また、1 0 0 0 m m を越えると、収納所 3 6 の床 3 7 がスキップ床 3 0 に対して高くなりすぎて、スキップ床 3 0 から収納所 3 6 に物品を出し入れし難くなるからである。

【 0 0 1 7 】

50

請求項 4 に記載の発明によれば、スキップ床 3 0 と収納所 3 6 の床 3 7 との高低の差が 9 0 0 mm ~ 1 0 0 0 mm であるので、スキップ床 3 0 上の部屋 3 1 に対して、収納所 3 6 を区画できるとともに、スキップ床 3 0 の上方空間が高くなって、スキップ床 3 0 上の部屋 3 1 の居住性が高まり、さらに、スキップ床 3 0 から収納所 3 6 に物品を容易に出し入れできる。

【 0 0 1 8 】

請求項 5 に記載の発明は、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の建物において、前記所定の階（例えば 2 階）より下方の階（例えば 1 階）の部屋（居間 1 1）の少なくとも一部の上方空間が、前記スキップ床 3 0 の直下まで吹き抜けていることを特徴とする。

【 0 0 1 9 】

請求項 5 に記載の発明によれば、下方の階の部屋 1 1 の少なくとも一部の上方空間が、スキップ床 3 0 の直下まで吹き抜けているので、このスキップ床 3 0 の下方を居間 1 1 とすることによって、居間 1 1 の天井高が高くなるので、該居間 1 1 の居住性が高まる。

【 0 0 2 0 】

【 発明の実施の形態 】

以下、図 1 ~ 図 9 を参照して本発明の実施の形態について説明する。

これらの図に示す建物は、壁や床、屋根といった構成要素を予め工場にてパネル化しておき、施工現場でこれらのパネルを組立てることにより、住宅等の建物を構築するといったパネル工法で構築された 2 階建ての建物であり、建物本体 1 と、この建物本体 1 の上部に設けられる屋根 2 とを備えている。

【 0 0 2 1 】

建物本体 1 は、平面視において中央部 1 0 から外側四方向に突出する 4 つの突出部 3 , 4 , 5 , 6 を備えた平面視略十字形状に形成されている。

建物本体 1 の 1 階においては、図 6 に示すように、突出部 5 内に調理台 8 a を備えた食堂 8 が設けられている。突出部 4 と中央部 1 0 と突出部 7 は連通しており、これらの内部には、居間 1 1 が設けられている。また、居間 1 1 と食堂 8 も連通している。

また、突出部 6 内には、玄関 1 2 と玄関ホール 1 3 と 1 階から 2 階に至る階段 1 4 とが設けられている。また、玄関ホール 1 3 に隣接してトイレ 1 5 が設けられている。突出部 6 と中央部 1 0 とは内壁によって仕切られているが、この内壁には玄関ホール 1 3 と居間 1 1 との間を行き来するための開口部が形成され、この開口には図示しないドアが設けられている。

【 0 0 2 2 】

建物本体 2 の 2 階においては、図 7 に示すように、突出部 5 内と突出部 7 内とにそれぞれ部屋 2 0 と部屋 2 1 が設けられており、これら部屋 2 0 , 2 1 は中央部 1 0 に設けられた廊下 2 2 によって連通されている。また、突出部 4 内は、1 階の居間 1 1 の一部が吹き抜けた吹き抜け空間 2 3 となっている。さらに、突出部 6 内には、前記階段 1 4、洗面室 2 4、浴室 2 5、トイレ 2 6 が設けられている。

【 0 0 2 3 】

また、前記突出部 4 内には、2 階の床（所定の階の床）2 2 a からスキップ床 3 0 に至る階段 2 7 が設けられている。床 2 2 a は廊下 2 2 の床であり、この床 2 2 a と部屋 2 0 , 2 1 の床は面一となっている。また、階段 2 7 は、前記階段 1 4 に対して廊下 2 2 を挟んで略対向する位置に配置されており、1 階から階段 1 4 を上ってきた住人は、廊下 2 2 を通って、階段 2 7 を上ってスキップ床 3 0 に至れるようになっている。

このスキップ床 3 0 は、図 8 および図 9 に示すように、廊下の床 2 2 a を含む 2 階の床に対して所定高さ（1 1 0 0 mm 程度）だけ高い位置に設けられたものであり、このスキップ床 3 0 の上方空間が小屋裏空間 3 5 と連通している。

【 0 0 2 4 】

また、スキップ床 3 0 の上方空間以外の小屋裏空間 3 5、すなわち、平面視においてスキップ床 3 0 より外側の小屋裏空間 3 5 には、収納所 3 6 が設けられている。収納所 3 6 の床 3 7 は、2 階の天井部分に天井床を設けることによって形成されており、この収納所 3

10

20

30

40

50

6とスキップ床30上の部屋31が横方向に連通している。

さらに、この収納所36は平面視において、前記部屋31の周囲の一部に配置されている。つまり、図8に示すように、部屋31の奥側の半分を囲むようにして収納所36が配置されている。スキップ床30と収納所36の床37の高低差は、910mm程度になっている。なお、スキップ床30と収納所36の床37の高低差は910mmに限ることなく、900mm~1000mmに設定することが望ましい。

【0025】

また、建物本体1の突出部5,7は、図6および図7に示すように、平面視四角形状に形成されており、その先端壁5a,7aはそれぞれ建物の敷地境界に近接して配置されている。先端壁5a,7aには、それぞれ窓5b,7bが設けられており、これら窓5b,7bは1階の先端壁5a,7aと2階の先端壁5a,7aにそれぞれ設けられている。

10

また、突出部4,6は、平面視四角形状に形成されており、突出部4の先端壁4aには、その1階において横長の窓4bが設けられており、2階において横長の窓4cが設けられている。

この窓4cはその上辺を屋根2の軒先の位置とほぼ一致して設けられており、これによって、前記スキップ床30上の部屋31に採光や通風を確保できるようになっている。また、突出部6の先端壁6aには、特に窓は設けられていないが、この先端壁6aにも適宜窓を設けてもよい。

【0026】

また、突出部5,7の側壁5d,7dには、図1および図6に示すように、それぞれ1階において掃出し窓5e,7eが設けられている。また、側壁5d,7dの前方には、図示しないテラスのデッキがそれぞれ設置されており、このデッキの先端部は突出部4の先端壁4aの位置とほぼ等しいか若干外側に位置している。

20

また、突出部6の一方の側壁6dには、図4~図7に示すように、1階において玄関扉6eが設けられており、他方の側壁6dには縦長の窓6fが設けられている。さらに、突出部6の一方の側壁6dには、2階において横長の窓6gが設けられ、他方の側壁6dには窓6hが設けられている。

【0027】

建物本体1の2階には、バルコニー40,40が突出部5,7の側壁5d,7dに面して配置されている。このバルコニー40,40の先端部は平面視において突出部4の先端壁4aとほぼ面一に設けられている。また、側壁5d,7dには、それぞれ、掃出し窓5f,7fが設けられ、この掃出し窓5f,7fからバルコニー40,40に出入りできるようになっている。

30

【0028】

また、建物本体1の1階においては、突出部5,7のもう一方の側壁5d',7d'に面してポーチ41,42が設けられている。このポーチ41,42の先端部は平面視において突出部6の先端壁6aとほぼ面一に設けられている。また、側壁5d'には窓5gが設けられている。

さらに、ポーチ41,42の前方には、図2および図6に示すように、略E字型を寝かせた形状の門45が設けられている。この門45は左右両端部に位置する柱部45a,45aと、中央部に位置する中央壁45bと、柱45a,45a間に架設された梁部45cとから構成されており、梁部45cの上辺の高さ方向の位置は建物本体1の1階と2階の境界部の位置とほぼ一致している。また、上記のように構成された門45の左右の開口45d,45dは、前記ポーチ41,42の前方に位置している。

40

ポーチ41は玄関ポーチと駐車場を兼用しており、ポーチ42は駐車場とされている。

【0029】

建物本体1の上部に設けられた屋根2は、図3に示すように、寄棟屋根であり、平面視において前記4つの突出部4,5,6,7が内側に位置するような平面視四角形状に形成されている。

つまり、平面視において屋根2の4つの軒先は、建物本体1の突出部4,5,6,7のそ

50

れぞれの先端壁 4 a , 5 a , 6 a , 7 a とほぼ一致しているか、若干突出しており、これによって屋根 2 は軒の出ゼ口となっている。また、前記ポーチ 4 1 , 4 2 の側部には、支柱 4 6 , 4 6 が立設されており、該支柱 4 6 , 4 6 によって屋根 2 の軒先部が支持されている。

【 0 0 3 0 】

このような屋根 2 は、隣り合う突出部 5 , 6 間および突出部 6 , 7 間にあるポーチ 4 1 , 4 2 にかかっており、該ポーチ 4 1 , 4 2 の屋根を兼用している。同様に、隣り合う突出部 4 , 5 間および突出部 5 , 7 間にあるバルコニー 4 0 , 4 0 にかかっており、該バルコニー 4 0 , 4 0 の屋根を兼用している。

また、屋根 2 の頂部にはドーム型の天窗 2 a が設けられており、この天窗 2 a によって前記小屋裏空間 3 5 への採光を確保できるようになっている。 10

【 0 0 3 1 】

上記のような構成の建物によれば、以下のような効果を得ることができる。

1 建物本体 1 に 2 階の床 2 2 a より約 1 メートル程度高いスキップ床 3 0 が設けられているが、このスキップ床 3 0 の上方空間は小屋裏空間 3 5 と連通しているため、スキップ床 3 0 上に上方空間が広い部屋 3 1 を設けることができる。つまりスキップ床 3 0 上を部屋 3 1 として有効利用できる。

【 0 0 3 2 】

2 スキップ床 3 0 の上方空間以外の小屋裏空間 3 5 に収納所 3 6 が設けられており、この収納所 3 6 とスキップ床 3 0 上の部屋 3 1 が連通しているため、部屋 3 1 から物品を収納所 3 6 に容易に収納でき、また、収納所 3 6 から物品を容易に取り出すことができる。 20

3 部屋 3 1 の奥側の半分を囲むようにして収納所 3 6 が配置されているため、収納所 3 6 を大型のものとすることができるとともにこの収納所 3 6 への物品の出し入れも容易である。

【 0 0 3 3 】

4 また、スキップ床と収納所の床との高低の差が 9 1 0 m m であるため、スキップ床 3 0 上の部屋 3 1 に対して、収納所 3 6 を区画できるとともに、スキップ床 3 0 の上方空間が高くなって、スキップ床 3 0 上の部屋 3 1 の居住性が高まり、さらに、スキップ床 3 0 から収納所 3 6 に物品を容易に出し入れできる。さらに、収納所 3 6 の床 3 7 にマットレス等を敷くことによって、床 3 7 上で仮眠や睡眠をとることができる。 30

5 1 階の居間 1 1 の一部の上方空間が、スキップ床 3 0 の直下まで吹き抜けているため、居間 1 1 の天井高が高くなり、よって、該居間 1 1 の居住性が高まる。

【 0 0 3 4 】

6 建物本体 1 が 4 つの突出部 4 ~ 7 を備えた平面視略十字形状に形成されているため、隣り合う突出部 5 , 6 間および突出部 6 , 7 間に、それぞれ駐車場を兼ねた玄関ポーチ 4 1、駐車場としてのポーチ 4 2 を確保できる。また、隣り合う突出部 4 , 5 間および 5 , 7 間においては、2 階においてバルコニー 4 0 , 4 0 を確保でき、1 階においてテラスや庭を確保できる。

そして、屋根 2 は平面視において 4 つの突出部 4 ~ 7 が内側に位置するような平面視四角形状に形成されているため、この屋根 2 が、隣り合う突出部の間にある場所（ポーチ 4 1 , 4 2、バルコニー 4 0 , 4 0、テラス、庭）用の屋根を兼ねることになる。したがって、敷地に対して許される範囲内で、建物を大きく形成しても、玄関のポーチ 4 1、駐車場としてのポーチ 4 2、テラス、バルコニー 4 0 , 4 0 等用の屋根が隣地と干渉するのを防止できる。 40

【 0 0 3 5 】

7 また、隣り合う突出部間に壁を設けることによって、建物本体 1 の外側に屋根付きの新たな部屋を設けることができる。この場合、1 階では突出部 4 , 5 間および突出部 4 , 7 間にあるテラスに平面視において L 字状の壁を設け、この壁を突出部 5 の先端壁 5 a、突出部 4 の先端壁 4 a、突出部 7 の先端壁 7 a に連結することによって、このテラスを 50

新たな部屋とすることができる。また、2階では同様にバルコニー40, 40に、平面視においてL字状の壁を設け、この壁を突出部5の先端壁5a、突出部4の先端壁4a、突出部7の先端壁7aに連結することによって、バルコニー40, 40を新たな部屋とすることができる。

【0036】

8 突出部5, 7の先端壁5a, 7aが建物の敷地境界に近接して配置されているので、建物本体1を可能な限り大きく形成でき、しかも、屋根3は突出部5, 7の先端壁5a, 7aに対してほぼ軒の出ゼ口であるので、この屋根2が敷地境界隣の隣地と干渉するのを防止できる。

【0037】

9 建物本体1の2階には、バルコニー40, 40が突出部5, 7の側壁5d, 7dに面して配置されているので、建物本体1の屋根2によってこのバルコニー40, 40の屋根を兼ねることができ、バルコニー専用の屋根を別途形成する必要がない。

突出部5, 7の側壁5d, 7dに、1階においては掃出し窓5e, 7eが設けられ、2階においては掃出し窓5f, 7fが設けられているので、この突出部5, 7と、それに隣り合う突出部4の間に設けられた、テラスやバルコニー40, 40に容易に出入りでき、また、その際に建物本体1の屋根2によって雨を凌ぐことができる。

突出部6の側壁6dに、玄関扉6eが設けられているので、この突出部6と、それに隣り合う突出部5の間に設けられた、駐車場兼用の玄関ポーチ41に容易に出入りでき、また、その際に建物本体1の屋根2によって雨を凌ぐことができる。

【0038】

なお、上記実施の形態では、建物本体1をパネル工法で構築したものとしたが、これに限らず、在来工法、ツーバイフォー工法、ユニット工法等によって構築してもよい。

また、スキップ床30は、建物本体1に1ヶ所設けたが、これに限ることなく、複数箇所設けてもよい。さらに、スキップ床30と収納所36の床37との間に階段や梯子を設けてもよい。

【0039】

【発明の効果】

以上説明したように、請求項1に記載の発明によれば、スキップ床の上方空間が小屋裏空間と連通しているため、スキップ床上を部屋として有効利用できる。

【0040】

請求項2に記載の発明によれば、収納所とスキップ床上の部屋が連通しているため、このスキップ床上の部屋から収納所に物品を容易に出し入れできる。

【0041】

請求項3に記載の発明によれば、収納所がスキップ床上の部屋の周囲に配置されているため、広い収納所を容易に設けることができるとともに、この収納所への物品の出し入れも容易である。

【0042】

請求項4に記載の発明によれば、スキップ床と収納所の床との高低の差が900mm~1000mmであるため、スキップ床上の部屋に対して、収納所を区画できるとともに、スキップ床の上方空間が高くなって、スキップ床上の部屋の居住性が高まり、さらに、スキップ床から収納所に物品を容易に出し入れできる。

【0043】

請求項5に記載の発明によれば、下方の階の部屋の少なくとも一部の上方空間が、スキップ床の直下まで吹き抜けているため、下方の階の部屋の居住性が高まる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る建物の一例を示すもので、建物の正面図である。

【図2】同、背面図である。

【図3】同、平面図である。

【図4】同、右側面図である。

10

20

30

40

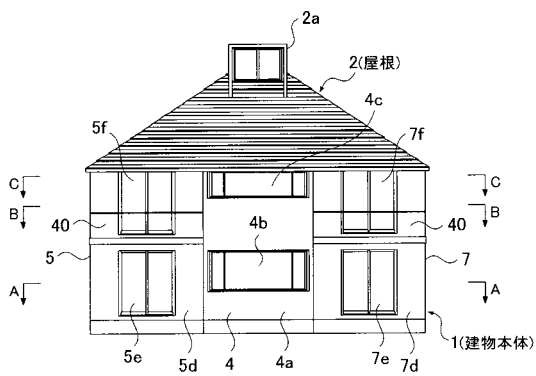
50

- 【図5】同、左側面図である。
- 【図6】同、図1におけるA - A断面図である。
- 【図7】同、図1におけるB - B断面図である。
- 【図8】同、図1におけるC - C断面図である。
- 【図9】同、建物の縦断面図である。

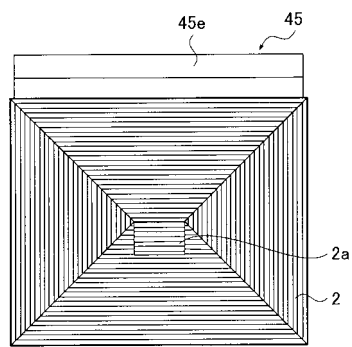
【符号の説明】

- 1 建物本体
- 2 2 a 所定の階(2階)の床
- 2 3 吹き抜け空間
- 2 7 階段
- 3 0 スキップ床
- 3 1 スキップ床上の部屋
- 3 5 小屋裏空間
- 3 6 収納所
- 3 7 収納所の床

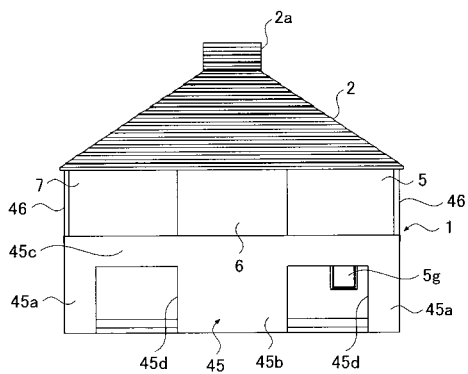
【図1】



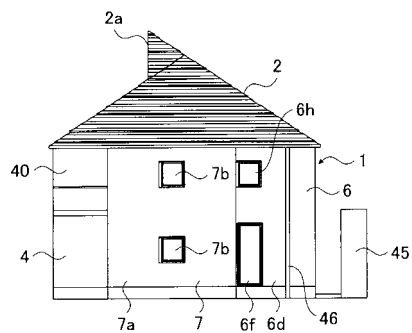
【図3】



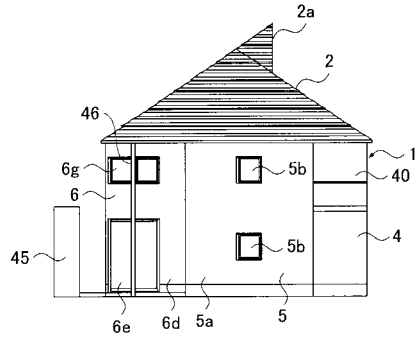
【図2】



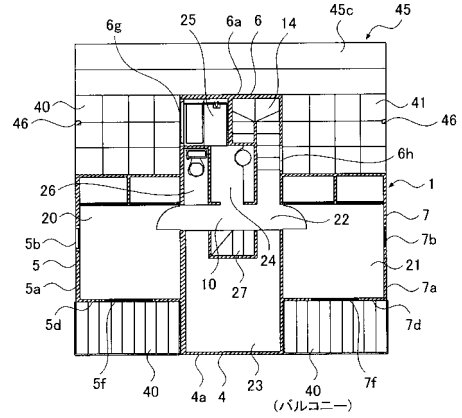
【図4】



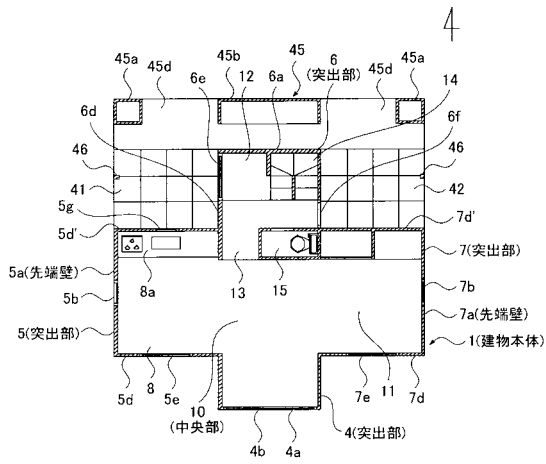
【 図 5 】



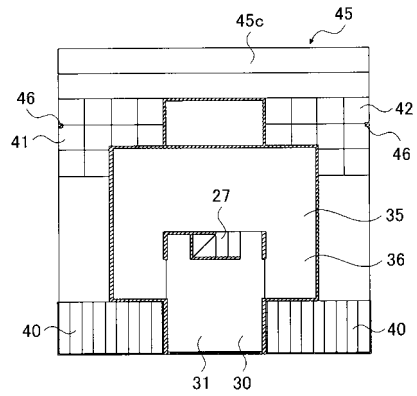
【 図 7 】



【 図 6 】



【 図 8 】



【 図 9 】

